

【交付申請書添付資料一覧・H30年度申込み分】

添付書類 (※は改修の場合のみ必要)	留意事項
県税の完納証明書(原本)	申込書提出時にお住まいの都道府県の完納証明書を添付。岐阜県の場合は、県税事務所で取得可能。
市・県民税の納税証明書(原本)	平成29年度の納税証明書が必要。(滞納していないことがわかること。)平成29年度の納税証明書を取得するには、平成29年1月1日に住民票のあった市町村のみで取得可能。また、非課税の方は、納税証明書の代わりに「非課税証明書」を取得してください。
同意書	申込者以外に工事請負契約の契約書がある場合は、その者の同意書
確認済証の写し (建築基準法に基づくもの)	建築確認申請の必要がない住宅の場合は、建築工事届の写しとする。ただし、既存住宅改修の場合は不要
工事請負契約書の写し	契約日、金額及び契約者がわかること
※工事見積書の写し	省エネ改修工事費の詳細(金額・仕様等)が明らかなものとする。
※設計図書の写し	省エネ改修工事の内容・部分がわかるものとする。
省エネ基準に適合していることを示す書類(いずれか一つ)	<p>1【新築の場合】 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号。以下「品確法」という。)の規定に基づく「設計住宅性能評価書」(断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級4又は等級5に適合)の写し</p> <p>【既存住宅改修の場合】 品確法の規定に基づく「現況検査・評価書」(断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級4又は等級5に適合)の写し (H28.4.1時点に現存する住宅の改修の場合は、一次エネルギー消費量等級3、等級4又は等級5に適合)</p> <p>2 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)の規定に基づく「低炭素建築物新築等計画の認定通知書」の写し</p> <p>3 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)の規定に基づく「BELS」(ベルス:建築物省エネルギー性能表示制度)による省エネルギー基準(星マーク2つ以上であること)の認証の写し (H28.4.1時点に現存する住宅の改修の場合は、星マーク1つ以上であること)</p>
劣化対策が行われていることを示す書類(いずれか一つ)	<p>1【新築の場合】 品確法の規定に基づく「設計住宅性能評価書」(劣化対策等級2又は3であるものに限る。)の写し</p> <p>【既存住宅改修の場合】 改修の場合は、品確法の規定に基づく「現況検査・評価書」(現況検査により認められる劣化事象等の状況が全てa判定)の写し</p> <p>2 独立行政法人住宅金融支援機構が取り扱うフラット35の「適合認定書」の写し</p> <p>3 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)の規定に基づく、「長期優良住宅建築等計画の認定通知書」の写し</p>

振込先口座の通帳の写し	金融機関名、店舗名、預金種目、口座番号、口座名義人名カナ、及び口座名義がわかること。
※既存住宅改修の場合で、省エネ基準に適合していることを示す書類及び劣化対策が行われていることを示す書類が交付申請書の提出時に添付できない場合	改修工事を必ず実施する旨が記載された誓約書。日付、名前、印鑑、誓約文（例 平成〇〇年〇月〇日までに、ぎふ省エネ住宅支援事業費補助金を受けるため、補助要件を満たす改修工事を実施します。）が記載されていること。
加算基準（長期優良住宅）に該当することを示す書類の写し	長期優良住宅の普及の促進に関する法律の規定に基づく「長期優良住宅建築等計画の認定通知書」の写し。なお、劣化対策が行われていることを示す書類として、「長期優良住宅建築等計画の認定通知書」の写しを添付した場合は兼用できます。
加算基準（移住者）に該当することを示す書類（原本）	<p><交付申請の時点ですでに移住者である方> 移住者であることが分かる書類 （例：住民票の写しの原本又は戸籍の付票）</p> <p><交付申請の時点でまだ移住者でない方> 現在の住所地が記載されている住民票の写しの原本</p>